

南部広域市町村圏事務組合同規約

平成4年10月15日沖縄県指令総第713号許可

最終改正 令和5年2月28日

第1章 総則

(組合の名称)

第1条 この組合は、南部広域市町村圏事務組合（以下「組合」という。）という。

(組合を構成する市町村)

第2条 組合は、次の市町村（以下「関係市町村」という。）をもって組織する。

浦添市、那覇市、豊見城市、南風原町、与那原町、南城市、八重瀬町、糸満市、久米島町、粟国村、渡名喜村、座間味村、渡嘉敷村、南大東村、北大東村

(共同処理する事務)

第3条 組合は、次に掲げる事務を共同処理する。

(1) ふるさと市町村圏基金を活用した次に掲げる事業の実施に関すること。

ア 広域観光事業

イ 広域文化事業

ウ 広域的健康づくり、スポーツ及びレクリエーション事業

エ 広域的人材育成及び人材活用事業

オ 広域研修事業

カ 地域イベント助成事業

キ 地域間交流事業

ク 地域産業育成事業

ケ 地域づくり支援事業

(2) 広域的な行政課題及び振興整備等の調査研究に関すること。

(3) いなんせ斎苑の建設及び管理運営に関すること（那覇市及び浦添市に係るものに限る。）。)

(4) 南斎場の建設及び管理運営に関すること（糸満市、豊見城市、南城市、南風原町、八重瀬町及び与那原町に係るものに限る。）。)

(5) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第30条第1項第1号に規定する所轄庁が行うこととされている事務に関すること（浦添市、豊見城市、南城市及び糸満市に係るものに限る。）。)

(6) 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に規定する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の指導監査に関すること（豊見城市、糸満市、南城市、南風原町、与那原町、八重瀬町及び久米島町に係るものに限る。）。

（事務所の位置）

第 4 条 組合の事務所は、那覇市内に置く。

第 2 章 組合の議会

（議会の組織）

第 5 条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は、21 人とし、次の区分により関係市町村の議会において、当該議員のうちから選挙する。

那覇市 3 人

浦添市、糸満市、豊見城市及び南城市 2 人

その他の町村 1 人

（組合議員の任期）

第 6 条 組合議員の任期は、関係市町村議会の議員の任期によるものとする。

（議長及び副議長）

第 7 条 組合の議会に議長及び副議長を 1 人置く。

2 議長及び副議長は、組合議員のうちから選挙する。

3 議長及び副議長の任期は、組合議員の任期によるものとする。

（特別議決）

第 8 条 組合の議会の議決すべき事件のうち、関係市町村の一部に係るものの議決については、当該事件に係る市町村から選出されている議員の出席者の過半数の賛成を含む出席議員の過半数でこれを決する。

第 3 章 理事会

（理事会）

第 9 条 組合に理事会を置く。

2 理事は、関係市町村の長をもって充てる。

3 理事の任期は、関係市町村の長の任期によるものとする。

4 理事会に理事長 1 人を置く。

5 前各号に定めるもののほか、理事会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

(会計管理者)

第10条 組合に会計管理者1人を置く。

2 会計管理者は、理事長の属する市町村の会計管理者をもって充てる。

(監査委員)

第11条 組合に監査委員を2人置く。

2 監査委員は、理事会が組合の議会の同意を得て識見を有する者及び組合議員のうちからそれぞれ1人を選任する。

3 監査委員の任期は、組合議員のうちから選任された者については組合議員の任期によるものとし、識見を有する者のうちから選任された者については4年とする。

(事務局)

第12条 組合に事務局を置く。

2 事務局に事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長その他の職員は、理事会が任免する。

4 事務局長その他の職員の定数は、条例で定める。

第4章 基金の設置

(基金の設置)

第13条 組合は、ふるさと市町村圏の振興整備のための事業（公共施設及び公用施設の建設事業並びに土地の購入を除く。）の推進に資するため、ふるさと市町村圏基金（以下「基金」という。）を設置する。

2 基金は、沖縄県の補助金1億円及び別に条例で定める積立金により造成する。

3 基金の運用から生ずる収益は、第3条第1号の事業を実施するための財源に充てる。

(基金の処分の制限)

第14条 基金に属する財産のうち、沖縄県の補助金に相当する額は、これを処分することはできない。

第5章 組合の経費

(経費の支弁方法)

第15条 組合の経費は、関係市町村の負担金、国県の補助金、組合の事業により生ずる収入及びその他の収入をもって充てる。

2 前項に規定する関係市町村の負担金の負担割合は別表のとおりとし、関係市町村の負担金の総額及び負担すべき額は、理事会が組合の議会の議決を経て定める。

第6章 補則

(補則)

第16条 この規約の施行に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

附 則

この規約は、沖縄県知事の許可のあった日から施行する。

附 則 (平成11年5月7日沖縄県指令企第341号)

この規約は、沖縄県知事の許可のあった日から施行する。

附 則 (平成14年3月29日沖縄県指令企第279号)

この規約は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年4月1日沖縄県指令企第288号)

この規約は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年10月15日)

この規約は、組合を組織する市町村の協議の整った日から施行する。

附 則 (平成17年12月27日沖縄県指令企第686号)

この規約は、平成18年1月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日沖縄県指令企第201号)

この規約は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月28日沖縄県指令企第184号)

この規約は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月24日沖縄県指令企第146号)

この規約は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月18日沖縄県指令企第91号)

この規約は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月26日沖縄県指令企第77号)

この規約は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年1月31日沖縄県指令企第4号)

この規約は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年2月28日沖縄県指令企第64号)

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第15条関係）

区 分	市 町 村	負 担 割 合	
1 一般管理費	浦 添 市、那 覇 市、 豊見城市、南風原町、 与那原町、南 城 市、 八重瀬町、糸 満 市、 久米島町、栗 国 村、 渡名喜村、座間味村、 渡嘉敷村、南大東村、 北大東村	議会費及び 総務費	均等割 30% 人口割 70%
2 広域的な行政課題及び振興整備等の調査研究に関する事務	浦 添 市、那 覇 市、 豊見城市、南風原町、 与那原町、南 城 市、 八重瀬町、糸 満 市、 久米島町、栗 国 村、 渡名喜村、座間味村、 渡嘉敷村、南大東村、 北大東村	事業費	関係市町村の協議により定める。
3 いなんせ斎苑の建設及び管理運営に関する事務	那 覇 市、浦 添 市	建設費	人口割 100%
		管理運営費	利用実績割 100%
4 南斎場の建設及び管理運営に関する事務	糸 満 市、豊見城市、 南 城 市、南風原町、 八重瀬町、与那原町	建設費	人口割 100%
		管理運営費	利用実績割 100%
5 社会福祉法に規定する所轄庁が行うこととされている事務	浦 添 市、豊見城市、 南 城 市、糸 満 市	民生費	均等割 5% 法人数割 95%
6 子ども・子育て支援法及び児童福祉法に規定する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の指導監査に関する事務	豊見城市、糸 満 市、 南 城 市、南風原町、 与那原町、八重瀬町、 久米島町	民生費	均等割 5% 監査件数割 95%